10) 『外部回線接続サービス約款』

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ 内容
2条(サービスの内容・低利用期間)	第2条(サービスの内容・最低利用期間) 1. 本サービスは、利用者が利用する当社サービスに対し、専用通信回線または仮想専用通信回線(以下、仮 想象用通信回線とVPNLとい、専用通信回線となびVPNを設称して「外部回線」といます)を接続するため のルータ、伝送機管(以下、「外部回線接続用機管」といます)まとび乗用通信回線を提供するサービスで、 かします。 かします。 かします。 かします。 クとします。 2. 本サービスにより外部回線を接続することが可能な当社サービスの種類および品目については、当社ホー は一ジーにおいて使めるものとします。 3. 本サービスの最低利用期間は、以下の当りとします。 1. 専用通信回線の接触による利用、12ヶ月 1. サービスの機能による利用、12ヶ月 4. 当社は、オサービスにつき、第1項および第2項ならびに当社ホームページに定めのない専用通信回線また は当社サービスの機能による利用、3ヶ月 4. 当社は、オサービスにつき、第1項および第2項ならびに当社ホームページに定めのない専用通信回線また は当社サービスの機能による利用、3ヶ月 6. 当社は、オサービスにの意味とあります。その場合においても、当社と利用者の間で特に定める場合と確認。基本制度および本外部回線接続サービス制数(以下、あわせて「当社制制とといます)が適用され 6. ものとします。	第2条(サービスの内容・最低利用期間) 1. 本サービスは、利用者が利用する当社サービスに対し、専用通信回線または仮想専用通信回線(以下、仮想専用通信回線をいいしい、専用通信回線は大いいたける場合の機合のようによい、専用通信回線を対して外部回線したいいます)を接続するためのルータ・伝送装置(以下、「外部回線接接用機器」といいます)および専用通信回線を提供するサービスです。 本サービスにおいて利用をは提供する専用金信回線を提供していては、サービスページ(基本的数字を発定項に変素するページをいいます。以下即じにおいて定めるものとします。 2. 本サービスにより外部回線を接触することが可能な当社サービスの種類については、サービスページにおいて定めるものとします。 3. 本サービスの最低利用期間は、以下のとおりとします。 i. 専用通信回線の接続による利用:12ヶ月 ii. VFNの接続による利用:12ヶ月 4. 当社は、本サービスけら、当時なよび第2項ならびにサービスページに定めのない専用通信回線を持たまで、第2項に変める当せサービスのの場合においても、第2項に変める当せサービスがの当社サービスルの当社サービスへの接続を提供する場合があります。その場合においても、当社に利用者の間で付いまから場合を除る、基本的飲みよび本外部回線接続サービス的が(以下、何せて「当社も利用では、またりを得るためたした。基本的飲みまり、本の場合においても、当社に利用者の間で付いまから通告を除る、基本的飲みまり、本の場合においても、当社に利用者の間で付いまから通ります。	-他の約款と記載を統一します。
条(料金の支払)	第3条(料金の支払) 1. 本サービスの料金の支払形態が能月払いの場合、利用者は、毎月1日から末日までの利用に関する料金 をその前身内の末日までに支払うものとします。ただし、初回については、利用契約締結日から2週間以内に、 2ヶ月かの料金を支払うものとします。切別要更前が発生する場合、初期要更も同時に支払うものとします)の の場合を、利用契約締結日から2週間以内に支払う地合、利用者は、利用開始日から翌年の同日の前日まで の場合を、利用契約締結日から2週間以内に支払うものとします。(初期要所が発生する場合、初期要更も同時 に支払うるのとします)。ただ、契約網節が基先れる場合、2000年の日の支払いについては利用開始日の翌年の 同日の属する月の前月末日までに、3年日の支払いについては利用開始日の翌々年の同日の属する月の末 日までに当該料金を払わらめとし、30後も同様とします。	科院	·基本約款第13条に集約し、本条を削除します。
条(回線事業者約款	第4条(回給事業者約款等) 1、本サービスの利用に関しては、当社約款に加えて、本サービスにおいて接続する専用通信回線の提供事業者以下、「回線事業者としいします)が定める契約約款等(規則、規程、ポリシー、その他、形式および呼称を問わず、回線事業者が当該専用通信回線の世根に関して定めたものを指し、以下股称して、「回線事業者約款等」といいます)も適用されるものとします。当社約款に回接事業者約款等「不居在上は抵析する定めがある場合、当社約該の定めが僅先して適用されるものとします。 2、前期にから回線事業等的数等(こついては、当社ホームページ上に記載するものとします。	第3条(回除事業者約款等) 1. 本サービスの利用に関しては、当社約数に加えて、本サービスにおいて接続する専用通信回線の提供事業 者(以下、「回募事業者としいます)が定める契約的数等(規約、規程、ボリシー、その他、形式および呼称を問 わず、回線事業者が当該専用通信回線の提供に関して定めたものを指し、以下総称して、回総事業者的数 等といいますうも適用もんものとします。ただ、基本的数等「必要を変更の定めたかからす。当社的数と回 編事業者的数等に矛盾または抵触する定めがある場合、当社的数の定めが優先して適用されるものとしま す。	・他の豹紋と記載を統一します。
条(外部回線接続用	第0条(外部回接接続用機器) 1. 利用者は、当社より貸与される外部回線接続用機器と、自己の責任と費用において設定・管理・運用・接続用アカウントおよび・パスワード情報の問題を行うものとします。 2. 当社は、特回機能機能用機器が、不可防力または利用者の変数がに増すべき事品によるデルで、投資その他の表現を対象がある。 1. 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	第5条(外部回線接続用機器) 1. 利用者は、当社より資与される外部回線接続用機器(IN) 1. 利用者は、当社より資与される外部回線接続用機器(IN) 2. 当社は、外部回線接換機器が、不可込むたけなからします。 3. 市場では、外部回線接換機器が、不可込むたは利用者の費かに得すべき事由にようずして、故障その他の正常な影性が定されるいかを、をは過ぎたはないのである。 3. 市場では、利用者は自己の著任において、再度は自己接入状态を、のが移転に、無理の次の入利用者に基本されるものに、利用者は自己の著任において、再度は直接を設定して任何ものとは事なの方式中語と、基本をからものとは、利用者は自己を表す。 3. 市場の定めにおいて、外部接続用機器が、モデルの変、販売の終了、その他の理由により、修理または交後・実施することが短限である場合、当社は主接機器に開催としての機能を構えた。現代の表の表の場合、対象を表面に、利用者の資料を持つとします。この場合、交換後の外部回線接続用機器の仕根その他に起因、利用者が交換実施制に行った設定等による運用が不能となったとしても、当社はその責任を負わないものとします。	・他の約款と記載を統一します。 ・論配を棒正します。
条(免責)	第7条(免責) 1. 当社は、ホサービスに関し、回線事業者が設置した回線終端装置の当社構内通信網(以下ILAN」といっます。例回線接続基都より当社管理下のネットワークおよび設備において生じる事象においてのみ責任を負い、当無回線接続基準のLAN場回線接続基節から広境。直衛期限以附において生じて事象に起因する問題については、海害者の解えの優務、利用者に生じた場等への信頼責任義務、その他一切の責任を含かないものとしまう。当社は、基本均謀第26の変計の理からず、利用者が大中一ビスにおいて中途接続、不利用者の場合において、利用者がドウービスに対していた接続、不利用者の場合において、利用者がドウービス等に起回し、利用者がネサービスの利用に関して彼った損者については、債務不履行責任、不近行為責任その他の法律上の責任を問わず措施の責任を表わないものとします。	第6条(免責) 1. 当社は、本サービスに関し、回給事業者が設置した回給所領装置の当社構内通信機(以下、「LAN」といいま ・ 当社の直接情報表面のとい時回経情報表面からアウーウルよび設備において生じる事象においてのか。現在任を負い、 当該回線特報表面のLAN語回接情報表面から広味適信時間以降において生じた事象に起因する問題につい には、障害者の原系の義表、利用者に生じた論言者への信息責任義素、その他一切の責任を食わないものと しまま、基本的独集の名の定めにかからず、利用者がメナービスにおいていやを接続して利用する場合において、VPN事業者の提供するサービス等に起因し、利用者がメサービスの利用に関して被ごた措置については、債務不履行責任、不活行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を持わないものとしま す。	 ・誤記を修正します。 ・約款改定に伴い、参照条項数を修正します。
条(適用開始)	財 則 第1条(適用開始) この約款は、平成25年5月15日に制定され、同5月15日より適用されます。	財 利 第1条(適用開始) この制数は、平成25年5月15日から適用された外部回線接続サービス約款を改正したものであり、基本約款第4条 に基づき、平成26年4月1日より適用されます。	本改定にともなう適用日の変更をおこないます。